別紙２（参考）

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

１　工事費内訳書は、入札（見積）書（笠間市財務規則第 124 条第 1 項関係様式第 90 号(その 1)）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。

２　Ａ４版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。

３　工事費内訳書は、作成日、工事番号、工事名称、商号・代表者名（印）を記した表紙を別葉とすることができる。
　ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。

４　代表者印については、電子システムにより提出する場合は、その押印を要しない。

５　最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。

６　内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））

７　当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
　この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額)」と記入するものとする。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。

８　工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。

９　工事費内訳書に、材料費、労務費、現場労働者に関する法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の法定の事業主負担額)、安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）及び建退共掛金を必ず記載すること。

10　工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。